令和８年（フ）第４４６号
大阪府阪南市箱作1084番地の１
債務者　岡本　敦男
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５８号
大阪府泉南郡田尻町吉見507番地６
債務者　岡本光明(法定代理人保佐人福田大輔)
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７３号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20（６―605号）
債務者　上田　尚美
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７５号
大阪府泉佐野市長滝2099番地　長滝第一住宅（９―304）
債務者　山川　信子
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７７号
大阪府岸和田市額原町262番地の１　ウィンディア21Ａ―202号
債務者　黒川　　円
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７８号
大阪府泉大津市神明町２番14号
債務者　田中千惠子
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７９号
大阪府和泉市府中町五丁目21番３―802号
債務者　廣道　晃三
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地20（７―102号）、前住所大阪府泉佐野市新安松３丁目１番６―169号
債務者　川端シズ子
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４８７号
大阪府泉南市信達市場1914番地　市営宮本団地５棟402号
債務者　辻野　勝紀
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
山形市大野目２丁目２番50―402号　県営住宅２
債務者　松井　明美
１　決定年月日時　令和８年８月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５４号
名古屋市緑区鳴海町字上中町14番地　第二上中荘106号
債務者　五十嵐英二
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９５号
名古屋市南区浜田町３丁目92番地　ダイアパレスグランパティオ504号
債務者　渕瀬　　仁
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０４号
名古屋市北区楠５丁目643番地　ヒルズ楠南101号
債務者　土本　幸夫
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９１８号
名古屋市南区豊３丁目12番４号　サザンコンフォート202号
債務者　中村　貴斗
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２４号
名古屋市守山区森孝東２丁目301番地　第二森孝512号
債務者　小林由利江
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９４７号
名古屋市南区前浜通７丁目27番地の２　渡辺ビル302号
債務者　臼ヶ谷　優
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１８号
名古屋市昭和区川名町５丁目27番地　コスモ川名４Ｃ号、従前の住所名古屋市昭和区塩付通１丁目３番地の２　塩付ビル４Ａ号
債務者　髙橋　美和
１　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部